社会保険の加入メリット
簡単まとめ

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

従業員が加入する健康保険のメリット

1 保険料が労使折半

協会けんぽなどの健康保険では、保険料を会社と従業員が半分ずつ負担します。全額自己負担となる国民健康保険に比べ、経済的な負担が軽減され、実質的な手取り収入が増える効果があります。また、少ない自己負担で充実した保障を受けることができます。

2 傷病手当金・出産手当金がある

業務外の病気やけがで長期に休業する場合は傷病手当金、出産で仕事を休む場合は出産手当金が支給されます。これらは国民健康保険にはない制度で、所得の減少を補い、生活の不安を軽減します。特に出産手当金は、出産後の職場復帰を支援し、女性の就労継続にもつながります。

3 扶養制度により家計の保険料負担を抑えられる

被保険者に扶養されている家族（配偶者・子・父母など）は、一定の条件を満たすことで被扶養者として保険料の負担なく給付を受けることができます。
国民健康保険には扶養の制度がないため、扶養家族が多い場合は健康保険の方が保険料の負担を大幅に抑えることができます。

厚生年金保険の主なメリット

1 扶養制度により保険料負担を抑えられる

厚生年金の被保険者に扶養される配偶者は、収入などの条件を満たせば「第3号被保険者」となり、国民年金保険料の納付が不要になります。夫婦ともに保険料を納める国民年金とは異なり、世帯全体の負担を軽減する大きなメリットです。

2 老齢年金が上乗せされる

老齢厚生年金は老齢基礎年金に上乗せして支給されるため、国民年金のみの場合より受給額が多くなります。勤務年数や報酬に応じて増額され、老後の生活をより安定させることができます。

© MoneyForward, Inc.

③ 障害給付が手厚い

厚生年金では、障害等級1・2級に加え、3級でも障害年金が支給され、さらに軽い障害には一時金（障害手当金）もあります。国民年金にはない給付もあり、就労に支障がある方にとって大きな支えとなります。

④ 遺族への保障が広範

厚生年金の遺族年金は、子のない配偶者や父母、孫、祖父母も条件により受給可能で、国民年金より支給対象が広いのが特徴です。家族構成に応じた支援が受けられ、遺された家族の生活を支えます。

■ 社会保険加入の主なメリット比較

特徴	従業員社会保険	国民健康保険・国民年金
保険料負担	労使折半	全額自己負担
傷病・出産手当金	あり	原則なし
扶養家族 - 健康保険	対象	各自加入・保険料負担
扶養配偶者 - 年金	第3号被保険者として保険料負担なし	原則各自保険料負担
老齢年金	基礎年金＋厚生年金	基礎年金のみ
障害年金範囲	1-3級の年金＋障害手当金	1-2級の年金
遺族年金対象	広範囲（子のない配偶者等も対象となり得る）	限定的（主に子のある配偶者・子）

© MoneyForward, Inc.